

建設工事入札参加事業者及び工事受注者 各位

藤枝市長 北村 正平
(契約検査課)

中東情勢の変化による建設資材の流通を踏まえた設計変更等の運用基準の整備について（通知）

中東情勢の変化により、ナフサ由来の建設資材の確保が困難となっている状況を踏まえ、国土交通省直轄工事及び静岡県発注工事において、代替資材の調達や流通経路の見直し等に伴う設計変更の運用が示されたところです。

本市においても、工事受注者が安心して施工できる環境を確保するため、別添のとおり運用基準を定め、令和8年9月8日から適用することとしたので通知します。

記

1 対応の内容

ナフサ由来の建設資材の供給不安定化に対し、代替資材の調達、購入先又は流通経路の見直し等により、通常の調達に要する費用を超えて追加的に必要となる経費を、設計変更の対象とするもの。

2 対象資材

中東情勢の変化に伴う供給の偏り又は流通の目詰まりにより、調達が困難となっているナフサ由来の建設資材とする。具体的な資材の事例として、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む。）、防水材（シーリングを含む。）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などを想定する。

3 設計変更の対象となる経費

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合において、通常の調達に要する費用を超えて追加的に必要となる経費とする。材料費に連動するその他経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更は対象とするが、労務費、機械器具費及び仮設材費は対象としない。

- (1) 設計図書に定める資材を調達できず、代替資材を調達した場合
- (2) 設計図書に定める資材を調達するため、流通経路を見直したことにより、別途調達経費が必要となった場合
- (3) 設計図書に定める資材を調達したが、流通状況を踏まえた別途調達経費が必要となった場合

4 運用の基準

別紙「建設工事の発注における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等の運用」のとおり

5 適用

令和8年9月8日から適用する。

※令和8年9月7日以前に、一般競争入札にあっては入札公告、指名競争入札にあっては指名通知、随意契約にあっては見積依頼を行った工事（既契約工事を含む。）については、受発注者間で本運用の適用について協議が整ったものから適用する。

※適用は当面の間とし、調達環境の安定化により本件運用を廃止する場合は別途通知する。

6 備考

ナフサ由来の建設資材は多岐にわたり、あらかじめ対象資材を特定することが困難であるため、新たに発注する全ての建設工事の設計図書に、本運用に係る特記仕様書を添付する。

7 参考

- (1) 国土交通省直轄工事における運用
- (2) 静岡県発注工事における運用

藤枝市契約検査課 契約係

TEL : 054-643-3249

keiyakukensa@city.fujieda.shizuoka.jp